

名古屋市立大学大学院経済学研究科附属経済研究所規程

制定 平成 8 年 3 月 26 日教授会

改正 平成 8 年 6 月 11 日教授会

平成 9 年 2 月 13 日教授会

平成 9 年 10 月 14 日教授会

平成 11 年 2 月 26 日教授会

平成 17 年 2 月 8 日教授会

平成 17 年 11 月 8 日教授会

平成 27 年 2 月 10 日教授会

(趣旨)

第 1 条 この規程は、名古屋市立大学大学院経済学研究科附属経済研究所（以下「研究所」という。）における必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 研究所は、経済、経営及びこれに関連する諸問題の研究を行い、経済学研究科の研究・教育の発展及び名古屋市を中心とする地域経済・社会の産業発展に貢献するため、次の事業を行う。

- (1) 研究科の構成員を中心とする共同研究、並びに調査、指導に関すること
- (2) 研究成果の発表及び成果報告書の作成
- (3) 研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- (4) 官公庁、団体、民間会社等の依頼による調査、研究の受託
- (5) その他、研究所の所期の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第 3 条 研究所に所長及び所員を置く。

(所長)

第 4 条 所長は経済学研究科の教授から教授会の議を経て学長が委嘱する。

2 所長は研究所の業務を掌握する。

3 所長の任期は 2 年とし、重任は 1 回限りとする。ただし、所長が辞任の申し出をしたとき又は欠けたときの補欠の所長の任期は、前任者の残任期間とする。

(所員)

第 5 条 所員は経済学研究科教員（教授、准教授、専任講師）及び経済学研究科特任教授（経済学研究科の推薦により「名古屋市立大学特任教授」の称号を賦与された者）をもってこれに充てる。

2 所員は、研究所の下に設置する「経済学系クラスター」又は「経営学系クラスター」のいずれかに所属し、第 2 条に関する業務に従事する。

3. 所員は、各クラスターあるいは両クラスターにまたがって所属する複数のメンバーをもって、特定のテーマに関して、第 2 条第 1 項に掲げる共同研究を行うグループ（以下、「サブ・クラスター」という）を組織することができる。各サブ・クラスターには、所員である「研究代表者」1 名をおき、メンバーには、所員の他、第 7 条に定める招聘研究員、客員研究員、研修生を加えることができるものとする。

4. 原則として、各年度に共同研究を実施するサブ・クラスターは5つ以内、各サブ・クラスターの研究期間は5カ年度以内とする。

(運営委員会、審査委員会)

第6条 研究所に運営委員会を置き、第2条、第7条及び予算に関する事項の審議を行う。ただし、サブ・クラスターの選定・継続に関わる審査については、別に「審査委員会」を設ける。

2 運営委員会は所長、経済学研究科長・副研究科長、当該年度のサブ・クラスターの研究代表者をもって構成し、審査委員会は、所長、経済学研究科長・副研究科長をもって構成する。

3 運営委員会及び審査委員会の委員の任期は各役職者の在任期間とする。

4 運営委員会及び審査委員会に委員長を置き所長をもって充てる。

5 委員長は委員会を招集し議長となる。

(研究員等)

第7条 研究所に第2条の研究目的に資する招聘研究員、客員研究員、及び研修生を置くことができる。

2 招聘研究員、客員研究員、及び研修生は、サブ・クラスターの研究代表者の推薦に基づき前条第1項の運営委員会の議を経て、所長が委嘱する。なお、招聘研究員、客員研究員、及び研修生の身分については、次の内容に準拠するものとする。

(1)招聘研究員：外国の大学・研究機関に所属する研究者。

(2)客員研究員：経済学研究科以外の国内の研究機関あるいは国、地方公共団体、民間の企業、研究所等に所属する者、及び経済学研究科研究員。

(3)研修生：国内外を問わず、公共団体・経済団体及び大学・研究機関の長又は指導教員の依頼又推薦で、研究指導を受けつつ、各サブ・クラスターの研究に参加する者。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は所長の意見を徴し、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成27年2月10日から施行する。